

中野区立かみさぎこぶし園条例新旧対照表

改正案	現行
<u>（設置）</u> 第 1 条 障害者に対し生活能力の向上に必要な支援を行うことにより、障害者の生活の充実及びその自立を図ることを目的として、中野区立かみさぎこぶし園（以下「施設」という。）を東京都中野区上鷺宮一丁目 2 1 番 3 0 号に設置する。	<u>（設置）</u> 第 1 条 障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）附則第 5 8 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第 5 2 条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）第 2 1 条の 6 に規定する知的障害者更生施設として、中野区立かみさぎこぶし園（以下「施設」という。）を東京都中野区上鷺宮一丁目 2 1 番 3 0 号に設置する。 2 施設は、通所施設とする。
<u>（事業）</u> 第 2 条 施設は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 5 条第 6 項に規定する生活介護に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業 <u>（利用資格）</u> 第 3 条 施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 法第 1 9 条第 1 項の介護給付費の支給に係る者 (2) 知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）第 1 6 条第 1 項第 2 号の措置に係る者 2 前項各号に掲げる者のほか、区長が特に利用を承認した障害者は、施設を利用することができる。 <u>（利用者負担）</u> 第 4 条 前条第 1 項第 1 号に規定する者が施設を利用するときは、法第 2 9 条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から同条第 1 項の介護給付費の額を控除した額の利用者負担額を納付しなければならない。 2 前条第 2 項の規定により利用の承認を受けた障害者は、前項の利用者負担額に相当する額を超えない範囲内において区長が別に定める額の利用者負担額を納付しなければならない。	第 2 条 削除 <u>（入所対象者等）</u> 第 3 条 施設に入所することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 法附則第 2 1 条第 1 項の規定による介護給付費の支給に係る者 (2) 知的障害者福祉法第 1 6 条第 1 項第 2 号の措置に係る者 2 前項各号に掲げる者のほか、区長が特に利用を承認した障害者は、施設を利用することができる。 <u>（利用者負担）</u> 第 4 条 前条第 1 項第 1 号に規定する者が施設を利用するときは、法附則第 2 1 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から同条第 1 項の介護給付費の額を控除した額の利用者負担額を納付しなければならない。 2 前条第 2 項の規定により利用の承認を受けた障害者は、前項の利用者負担額に相当する額を超えない範囲内において区長が別に定める額の利用者負担額を納付しなければならない。 <u>（利用手続等の準用）</u> 第 5 条 中野区障害者福祉会館条例（昭和 5 4 年中野区条例第 3 7 号）第 4 条、第 7 条及び第 8 条の規定は、第 3 条第 2 項の規定による施設の利用について準用する。
第 5 条 削除 <u>（使用料）</u> 第 6 条 施設の使用料は、無料とする。 <u>（損害賠償）</u> 第 7 条 施設の建物及び設備に損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない	第 5 条 中野区障害者福祉会館条例（昭和 5 4 年中野区条例第 3 7 号）第 4 条、第 7 条及び第 8 条の規定は、第 3 条第 2 項の規定による施設の利用について準用する。 <u>（使用料）</u> 第 6 条 施設の使用料は、無料とする。 <u>（損害賠償）</u> 第 7 条 施設の建物及び設備に損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない

ない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第8条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき区長が指定する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「指定管理者」という。）に施設の管理を行わせることができる。

2 施設の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者（区長が施設の管理及び運営を行うときは、区長。次項において同じ。）が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日

(4) 12月29日から同月31日までの日

3 施設の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを延長し、又は短縮することができる。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者は、施設について次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として第2条第1号に掲げる事業を行うこと。

(2) 建物、附属設備及び物品の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(秘密保持義務等)

第10条 指定管理者の代表者その他の役員及びその業務に従事する者（以下「従事者等」という。）は、当該業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益を図る等不当な目的のために利用してはならない。指定の期間が終了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者等がその職を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 (略)

附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後の中野区立かみさぎこぶし園の利用に係る利用者負担について適用し、同日前の中野区立かみさぎこぶし園の利用に係る利用者負担については、なお従前の例による。

ない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第8条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき区長が指定する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「指定管理者」という。）に施設の管理を行わせることができる。

2 施設の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日

(4) 12月29日から同月31日までの日

3 施設の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを延長し、又は短縮することができる。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者は、施設について次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 入所者の更生に必要な指導及び訓練に関する業務

(2) 建物、附属設備及び物品の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(秘密保持義務等)

第10条 指定管理者の代表者その他の役員及びその業務に従事する者（以下「従事者等」という。）は、当該業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益を図る等不当な目的のために利用してはならない。指定の期間が終了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者等がその職を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 (略)